

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第6号

平成29年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号（コイの持出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成29年8月18日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤重敏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 千代川水系のうち次に掲げる水域</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 下井手頭首工より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町日田の南大<u>口頭首工</u>より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続する全ての用水路</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>八頭郡八頭町日田の八東川の日田水門から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>1 千代川水系のうち次に掲げる水域</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 下井手頭首工より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続する全ての用水路</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2～4 略</p>